

交換機保守サービス約款

1. 保守の実施

大興電子通信株式会社(以下「当社」という)は、サービス利用者に対し、別途書面等により指定する設備(以下「設備」という)の維持保全のため、保守業務(以下「保守業務」という)を実施します。

2. 技術者の派遣

当社は、サービス利用者に対し、総務大臣の定める認定試験に合格した有資格者、若しくは設備の保守業務に従事し、有資格者と同等の技術を有する技術者(以下「技術者」という)を派遣し、設備に関する機能の維持保全及び障害対応を速やかに行うものとします。

3. 保守業務の内容

保守業務の内容は、設備に対する次の各号の業務とし、消耗品等については、本契約の対象外とします。なお、保守業務において部品交換を実施した際の旧部品は、当社所有になるものとします。

- (1) サービス利用者の設備・規模により、仕様書に定める内容に従い設備全般にわたる保守業務を行うとともに障害を速やかに対処します。
- (2) 当社は、保守業務の内容をその都度「保守記録」に記録のうえサービス利用者へ提示し、サービス利用者はその内容を確認するものとします。

4. 保守業務に対する協力

サービス利用者は、当社が設備の保守業務を完全かつ円滑に行えるよう万全を期し、次の各号に従い当社に協力するものとします。

- (1) 技術者が保守業務を実施するため、サービス利用者の事業所内に立ち入ることを認めること
- (2) 保守業務を行うにあたり必要とする電気代等を負担すること
- (3) 設備に対し、サービス利用者が他の設備を追加接続、または改造を行う場合、当社の事前の承諾を得るものとし、改造に要する費用を負担すること
- (4) 設備の使用場所の環境を所定の状態に設定・維持するとともに、所定の使用方法に従って設備を使用すること

5. 保守業務の実施時間

当社が保守業務を実施する時間帯は、別段の定めのない限り祝日および当社の定める指定休業日を除き、月曜日から金曜日の9時から17時までとします。

6. 保守料

保守業務に対する保守料は、次の通常保守料および特別保守料からなるものとします。

(1) 通常保守料

- ① 通常保守料は第3項に定める保守業務の対価とし、要綱記載のとおりとします。
- ② 月額で定められた通常保守料は、本契約期間中暦月毎に計算するものとし、保守開始日または契約期間終了日が月の途中である場合は、その月の通常保守料は次式により算出された額とします。
$$\text{月額通常保守料} \times 1 / 30 (\text{円未満切り捨て}) \times \text{その月の契約期間日数}$$
- ③ 年額で定められた通常保守料につき、年末満の端数月が生じた場合は、次式により算出された額を端数月に対する通常保守料とします。
$$\text{年額通常保守料} \times 1 / 12 \times \text{端数月数 (ただし、1ヶ月の契約期間日数が30日未満の月についても1ヶ月として計算するものとします。)}$$

(2) 特別保守料

次の事由に基づいて生じた障害等の保守業務は、通常保守業務の対象外とし、サービス利用者の依頼に基づき当社が当該保守業務を行う場合、都度個別見積を行い、サービス利用者と当社協議により特別保守料を決定したうえで、当該保守業務を行うものとします。ただし、緊急を要する場合は、当社は事後に特別保守料を決定します。

- ① サービス利用者の故意、過失に起因して生じた障害
- ② サービス利用者の設備使用操作上の誤りまたはサービス利用者が設備の据付場所の環境を所定の条件に設定・維持することを怠った場合
- ③ 火災、水害、地震、落雷等天災地変、その他サービス利用者または当社のいずれの責にも帰することのできない事由
- ④ 改造もしくは他の設備の取り付け、または設備の撤去、運搬等の移動
- ⑤ 保守業務の実施時間帯以外の時間における保守業務

7. 保守業務の対象外について

次に記載する作業は、保守業務の対象外とします。

- (1) 保守範囲外の設備異常に起因するもの、ウイルスまたは外部からのネットワークアタックなどによりネットワーク異常に関する対応
- (2) 設備の装置のバージョンアップソフトウェア媒体の提供、インストール作業、レビジョンアップソフトウェアおよび修正パッチの媒体提供等設備の装置のバージョンアップに関する対応
- (3) 装置の増設、移設、撤去に関する立ち合いや複合機、ファックス、モデム、アダプター等交換機以外の接続試験のための立ち合い
- (4) 消耗部品、定期交換部品の費用および当該部品の交換作業費等、消耗品に関する対応

8. 契約期間

- (1) 契約の有効期間は要綱記載の通りとします。ただし、期間満了日の2ヶ月前までにサービス利用者または当社から意思表示の無い限り、本契約は引き続き同一条件をもって自動的に1年間自動延長するものとし、以後も同様とします。
- (2) 前項における自動延長は、明細表に記載される提供可能期限を限度とします(原則として設備の検収完了日の翌日から設備により7年間または10年間)。ただし、サービス利用者と当社が協議のうえ延長することができるものとします。
- (3) 前各項にかかわらず、設備の製造業者の部品供給が停止された場合には、当社は事前通知により本契約を中途解約することができるものとします。なお、当社は解約の有無にかかわらず部品供給停止から生じるサービス利用者の損害に対し賠償責任を負わないものとします。

9. 不測の事故

天災及び地震等の不測の事故、またはサービス利用者の日常運用上の不注意による事故等の事由により、設備に損傷が発生した場合の修理や復元に要する費用は、サービス利用者の負担とします。

10. 責任

- (1) 保守業務の結果に、当社の責に帰すべき事由によって品質、種類に関して本約款との不一致(以下「契約不適合」という)があり、本契約期間内にその旨サービス利用者から当社に通知された場合には、当社は必要な保守業務を再度実施するものとします。
- (2) 前項における契約不適合に起因してサービス利用者に損害が発生した場合は、サービス利用者および当社はその損害額等について協議のうえ、当社は、当該損害の直接の原因となった設備に関して、保守料相当額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。なお、当社が本項に基づき責任を負う期間は前号と同じとします。
- (3) 当社が本契約に基づく保守業務に関しサービス利用者に対し負う責任は、前各項に定める範囲をもって全てとします。